

平成 19 年度後期岡山大学院社会文化科学研究科博士前期課程入学試験問題

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策
専門科目	税法

以下の 3 問の内、**2 問**を選択して解答せよ。

1. Xは訴外 A から贈与を受けたが、贈与税の申告納付を行わなかったため、Y 税務署長は X に対して贈与税決定処分を行った。しかし課税された贈与税が多額なことにより、一時にこれを納めることができないと判断した X は、Y と交渉をした。その結果、X と Y は法律に根拠のない合意をし、贈与税の一部免除と納税の繰り延べを行うことにした。これら免除・納税の繰り延べともに法律上の根拠がないものとする。

(1) この事実によどのような租税法上の問題点が含まれているか、またそれについてどのように考えるべきであるかについて、答えよ。

(2) Y が合意を破り、督促を経た上で滞納処分を行ったため、X は各処分取消の争訟を提起したいと考えている。あなたが税理士であるとして、争訟提起にあたり X にどのような主張をするよう、アドバイスをするか。またそのような主張は裁判所により認められるか。現在の判例の状況を踏まえた上で、答えよ (ただし、事件名などを示す必要はない)。

2. B は O 大学文化社会科学研究科助教授であり、大学のそばに居住の用に供するつもりで土地を有していた。土地の取得費は 5000 万円である。

(1) 譲渡所得課税 (所法 33 条) の趣旨について述べよ。

(2) 土地の時価が 1 億円であるとき、B はその子 C に土地を贈与した。B の譲渡損益 (収入金額から土地の取得費を控除した場合に生じる残額を譲渡益、不足額を譲渡損という) はいくらか。また、C の土地の取得費はいくらか。

(3) 土地の時価が 8000 万円であるとき、B はその子 C に土地を 4500 万円で売却した。B の譲渡損益はいくらか。また、C の土地の取得費はいくらか。

(4) 土地の時価が 8000 万円であるとき、B はその子 C に土地を 3000 万円で売却した。B の譲渡損益はいくらか。また、C の土地の取得費はいくらか。

*いずれの問題も適用法令を明示しながら論じること。また、適用法令は所得税法、法人税及びそれらの下の施行令・施行規則に限定する。

3. 納税義務の確定行為 (申告・更正・決定など) 相互間の関係について、判例通説を踏まえながら、論ぜよ。